

すいすい商品券 をお持ちの方へ

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

平素は当組合発行の商品券をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

平成30年12月20日をもって利用終了いたしました「すいすい商品券」は、下記のとおり資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき払戻し手続きをさせていただきます。

払戻し期間

平成30年12月21日(金)～平成31年3月20日(水)

〔 土・日・祝日・年末年始(12月28日～1月3日)を除く 〕
午前9時30分～午後5時まで

※払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

対象商品券

すいすい商品券



(すいすいお買物券は対象外です)

払戻し方法

払戻し期間内に上下ショッピングセンター事務局まで商品券をご持参下さい。
確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・ お申し出される方の住所、氏名、連絡先を当組合事務局までご連絡下さい。
- ・ ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「すいすい商品券払戻申請書」を郵送いたします。払戻し申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のすいすい商品券を同封のうえ、当組合事務局宛に返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用のすいすい商品券を確認し、指定口座へすいすい商品券額面の合計金額を振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は、当組合にて負担します。)
- ・ なお、郵送での申出の場合は、平成30年3月20日(水)の消印のものまでが有効となります。
- ・ 明記された個人情報、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

お問合せ先

協同組合上下ショッピングセンター 事務局

TEL 0847-62-4731

広島県府中市上下町上下 2555-1